静岡市災害時公共井戸登録事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、静岡市が所有する市内の井戸を災害時公共井戸として登録することにより、災害時における地域住民等の生活用水の水源を確保のために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において災害時公共井戸は、災害発生時において、地域住民等の生活用水の水源を確保するため第３条第１項の規定に基づいて登録された井戸とする。

（登録）

第３条　井戸所管課は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、危機管理総室に登録の申請を行うことができる。

（１）静岡市内に所在する井戸であること

（２）災害により生活用水を必要とする場合に、地域住民等に対して井戸水を無償提供できる井戸であること

（３）井戸所管課が井戸所在地、井戸の設備及び井戸利用可能時間の公表に同意していること

（４）運営管理及び維持管理について井戸所管課が責任をもって対応を行うことを同意していること。

２　前項の申請があったとき危機管理総室は、前項各号に規定する要件を全て満たしていることを確認できている場合は、当該井戸を災害時公共井戸として登録を行う。

（変更及び解除）

第４条　各所管課は、前条第２項の規定に基づいて登録した災害時公共井戸の登録内容が変更となる場合又は井戸としての機能を失い登録を解除したい場合は、危機管理総室に速やかに報告しなければならない。

　（標識の交付）

第５条　危機管理総室は、第３条の登録をしたときは、井戸所管課に対して災害時公共井戸指定標識（様式第１号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

２　前項の規定により標識の交付を受けた井戸所管課は、危機管理総室が指定した場所に標識を設置するものとし、その様子が分かる写真を危機管理総室に提出するものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、災害時公共井戸に関し必要な事項は、危機管理総室が別に定める。

附則

この要領は、令和５年７月３日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

**登録番号第　　　　　　　号**

静岡市災害時公共井戸

※飲用には使用できません。

飲用した際は責任を負いかねますのでご注意ください。

静　岡　市

標識の仕様　縦：500㎜　横：250㎜　材質：アルミ複合版　地色：白色　文字色：黒色